

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
近畿日本ツーリスト株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	

2. 指名停止措置期間 令和5年7月3日 ~ 令和5年8月2日（1箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する物品・役務調達契約等

### 4. 事実概要

東大阪市をはじめとする複数自治体が発注した新型コロナウイルス関連業務において、令和5年6月15日、詐欺の容疑により支店長ら社員3名が逮捕された。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項、別表第2第9号に該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

#### 問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219、220)